

厚真町公式キャラクター「あつまるくん」の出演に関する基準  
(趣旨)

第1条 この基準は、厚真町公式キャラクター「あつまるくん」(以下「あつまるくん」という。)がイベント、祭り、式典又は各種行事(以下「イベント等」という。)に出演する場合について必要な事項を定める。

(出演申請)

第2条 イベント等にあつまるくんの出演を希望する者(以下「申請者」という。)は、「あつまるくん出演申請書(様式第1号)」を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する申請を省略することができる。

- (1) 町主催の事業に出演するとき。
- (2) その他町長が適当と認めるとき。

(出演承認)

第3条 町長は、前条第1項に規定する申請について、次の各号のいずれかに該当する場合は「あつまるくん出演承認通知(様式第2号)」により承認する。ただし、あつまるくんの品位を損ねると判断した場合は、承認しないことができる。

- (1) 厚真町の特産品販売、宣伝、移住相談、ステージイベント等で、厚真町の魅力を宣伝できる事業
- (2) 地方公共団体が主催する事業であり、複数の地方公共団体が連携して厚真町近郊市町村を宣伝することができる事業
- (3) 町が共催又は協賛する事業
- (4) 町民を対象とした福祉又は教育に関わる事業
- (5) その他、町長が特に必要と認める事業

(出演にあたっての協力)

第4条 前条の規定による承認を得た者は、次の各号に掲げる全ての

事項に協力をするものとする。

- (1) 出演にあたっての安全確保
- (2) あつまるくん及び随行する補助職員の控え室の確保
- (3) 駐車場（ワゴン車 1 台分）の確保  
（出演料）

第 5 条 あつまるくんの出演料は、無料とする。ただし、町長は、厚真町外でのイベント等で宿泊費や交通費等に係る実費については、申請時に町と申請者で協議の上、承認を得た者に負担を求めることができる。

（雨天時等の取扱い）

第 6 条 イベント等の開催日の天候が雨天又は強風のときは、出演を中止できるものとする。ただし、イベント等が屋内で開催される時、又は屋外であっても天候の影響を防ぐことができる対策を講じる場合については、この限りではない。

2 前項の判断は、原則として町長が行うものとする。

（定めのない事項）

第 7 条 この基準に定めのない事項については、町と申請者双方協議の上、決定するものとする。

附 則

この基準は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。